

令和8年4月7日
関東森林管理局

令和8年4月1日から適用する「造林事業請負予定価格積算要領」 に係る取扱いについて

今般、「造林事業請負予定価格積算要領」（平成20年3月31日付け19林国業第242号林野庁長官通知）が改正され、令和8年4月1日以降から適用することとなりました。

この改正に伴い、下記の取扱いを行うこととしておりますのでお知らせします。

なお、改正積算要領については、林野庁ホームページ（<https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/attach/pdf/nyusatu-19.pdf>）において閲覧することができます。

記

1 措置の内容

事業等の発注者又は請負者は、造林事業請負契約約款及び製品生産事業請負契約約款第63条の規定に基づき請負金額の変更について協議することができます。

なお、変更後の請負金額は以下の計算式により算出することとします。

$$\left[\begin{array}{l} \text{変更後の請負金額} \\ = \text{改正後の積算要領により算出された予定価格に相当額} \times \text{当初契約} \\ \text{の落札率} \end{array} \right]$$

2 措置の対象となる事業等

令和8年3月31日以前に公告を開始し、入札書の受付開始日が令和8年4月1日以降の事業とします。

担当：保 全 課 課長補佐
資源活用課 課長補佐
森林整備課 課長補佐